

議案第二号

門前地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）の経費の

賦課基準並びにその徴収の時期及び方法についての議決の一部

変更について

次のとおり門前地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法についての議決（昭和六十一年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年正月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 事業の名称及び工事名中「門前地区農地造成、区画整理」を「門前地区区画整理」に改める。